

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日の場合は、その翌日)

## 目次

◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告示 生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

救急診療所の指定

鳥取県立健康増進センターの使用料の徴収の事務の委託

## 規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九十四号中「二万円」を「一万三千元」に改め、同表第九十四号の二中「二千元」を「三千元」に改め、同表第九十四号の三中「一万六千元」を「二万円」に改め、同表第二百七号の次に次の一号を加える。  
二百八 譲渡予定価額審査手数料 二万円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

鳥取県告示第三百二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
谷口クリニック	鳥取市二階町二丁目二〇六番地	昭和五十三年二月二十二日

鳥取県告示第三百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指 定 年 月 日
谷口外科クリニック	鳥取市片原町五丁目 一五八番地五	昭和五十三年二月二十三日
マリ 医 院	西伯郡淀江町大字今津 一五〇番地	昭和五十三年三月一日
クリ内科・胃腸科 クリニック	米子市西福原七二三番地	昭和五十三年三月一日
井奥産婦人科医院	倉吉市仲ノ町七七〇番地	昭和五十三年三月十一日
あかね薬局	米子市上福原一六〇三番地	昭和五十三年三月十四日

鳥取県告示第三百四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急診療所を次のとおり定めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和五十三年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東伯郡東伯町大字逢東二二一〇 森本外科・脳神経外科医院

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

鳥取県告示第三百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立健康増進センターの使用料の徴収の事務を財団法人鳥取県保健事業団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】